

社会福祉法人清栄会 評議員選任・解任委員会運営細則

(目的)

第1条 本細則は、社会福祉法人清栄会定款6条1項に規定された、社会福祉法人清栄会評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という。）における評議員の選任・解任手続き等を定めたるものである。

(委員の構成)

第2条 委員会は、監事二名、職員0名、外部委員二名の合計四名以上で構成する。

2 理事長（理事長に事故ある時は業務執行理事）は、委員会に出席しなければならない。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、就任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議委員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員は、辞任又は任期満了においても、定款第6条2項に定まる定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(委員の解任)

第4条 委員が、次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において、理事現在数の3分の2以上の議決により、理事長がこれを解任することが出来る。

- (1) 心身故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反、その隊員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

(委員の報酬)

第5条 委員には、その地位のみに基づいては、報酬を支給しない。

- 2 委員の報酬額は、理事会の決議を経て理事長が定める。
- 3 委員には、その職務を行うために要する費用を弁償することが出来る。この場合の支給基準については、理事会の決議を経て理事長が定める。

(召集)

第6条 委員会は、理事長が召集する。

(召集通知)

第7条 理事長は、委員会の日の1週間前までに、各委員会委員（以下委員）に対して書面でその通知を発しなければならない。ただし、委員の全員の同意があるときは、召集の手続きを経ることなく開催することが出来る

（委員長）

第8条 委員会の委員長は、当該委員会において委員の中から選出する。

2 委員長は、委員会の議長となる。

（評議員の選出）

第9条 評議員の選任は、以下の各号の手続きを経るものとする。

- （1） 評議員候補者は、理事会が委員会に推薦する。
- （2） 理事長（理事長に事故あるときは業務執行理事）は、委員会に、当該候補者の経歴、当該候補者を評議員候補者とした理由、当該候補者と当該法人及び役員等との、関係、当該候補者の兼務状況を説明しなければならない。
- （3） 委員会は、評議員候補者について審議を行い、評議員選任の決議を行う。

（評議員の解任）

第10条 評議員の解任は、以下の各号の手続きを行うものとする。

- （1） 理事会（理事長に事故あるときは業務執行理事）は、委員会に理事会で決議された評議員解任の提案を行い、評議員として不適委任とした理由を委員に説明しなければならない。
- （2） 委員会は、解任の提案をされた被解任評議員に弁明の機会を保養する。
- （3） 委員会は、理事か愛より提案された評議員の解任について審議を行い、解任の可否について決議を行う。

（決議）

第11条 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数を持って行う。ただし、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

（議事録）

第12条 委員会の議事録については、議事録を作成する。

- 2 議事録は書面をもって作成し、委員長及び出席した委員が記名押印しなければならない。
- 3 議事録は次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
 - （1） 委員会が開催された年月日及び場所
 - （2） 委員会の議事の経過の要領及びその結果

(3) 委員会に出席した理事の氏名

(4) 委員会の委員長が存するときは、委員長の氏名

4 第1項の議事録は、委員会の日から10年間、その主たる事務所に備え置かなければならない。

(補則)

第13条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、理事長が別に定める、

(改廃)

第14条 この細則の改廃は、理事会の決議を受けなければならない。

附則

この細則は、平成29年4月1日から施工する。